

# 令和9年4月採用 高浜市職員採用候補者試験 (早期募集枠/経験者枠・第2回) 実施要項

高浜市は、職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

## 1 職種、採用予定人数、受験資格等

職種	試験区分	採用予定人数	受験資格	
			年齢・学歴等	免許・資格等
<b>早期募集枠</b>				
保育士・教諭職 (早期募集枠)	短大卒	10名程度	平成3年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方、または令和9年3月末日までに取得見込みで、短期大学(注1)以上を卒業した方、または令和9年3月末日までに卒業見込みの方	保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する方、または令和9年3月末日までに取得見込みの方
<b>経験者枠</b>				
保育士・教諭職 (経験者枠)	短大卒	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、短期大学(注1)以上を卒業し、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方で、保育園、幼稚園または認定こども園において正規の保育士または幼稚園教諭として5年以上の経験がある方(経験は受験申込日時点とする) ※経験としては休職・育児休業等の期間を除く	保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する方。

(注1) 短期大学には、高等専門学校、課程終了後の専門士の称号が付与される専修学校専門課程を含みます。

- 複数の職種や2つ以上の区分を併願することはできません。
- 合格者は、採用試験候補者名簿に登載し、令和9年4月1日に採用の予定です。ただし、採用時に学歴・資格を有していない場合は、失格となります。**(※経験者枠の方は相談により令和8年10月1日採用を選択することができます。)**
- 提出書類は、理由を問わず返却をしません。
- 車椅子、拡大読書器等の使用等、身体等の事情により特に配慮が必要となる事項がある場合は、志願書提出時に相談してください。
- 採用後は、採用試験受験時とは異なる職種の業務を行っていただく場合があります。また、採用後は、半年間は条件付き採用期間となり、その間一定の勤務日数があり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。
- 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する方は受験できません。
- 保育士・教諭職に関する特記事項  
本業務へ従事するに当たっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。詳しくは別紙をご参照ください。

## 2 試験方法

職種	試験	期日	時間	会場	合格発表	発表方法
保育士・教諭職 (早期募集枠) (経験者枠)	第1次試験 適性試験 実技試験	6月12日 (金曜日)	時間、会場は、個別に通知します。		6月下旬	本人宛てに郵送にて通知します。
	第2次試験 個別面接	7月15日 (水曜日)	個別に通知します。	市役所 会議棟	7月下旬	

※試験、期日、時間・会場等について変更となる場合がありますのでご了承ください。

※志願書等提出後に変更となった場合は、個別に通知します。

### 3 受験申込手続

受付期間(土・日を除く)	受付時間(持参の場合)	提出先
4月27日(月)～5月15日(金)	9時00分～17時00分	〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2 高浜市役所 秘書人事グループ (市役所2階 28番窓口)

※郵送受付の場合は、5月15日(金)までに**必着**で、高浜市役所秘書人事グループあてに郵送してください。ただし、書類に不備がある場合は受理することができません。

※実施要項、採用候補者志願書、受験票及びエントリーシート等は、高浜市役所公式ホームページからダウンロードして印刷することもできますが、郵送を希望される方は、180円切手を貼った返信用の封筒(A4サイズの内紙が入るもの)に宛先を記入のうえ、高浜市役所秘書人事グループへ請求してください。なお、市役所秘書人事グループでもお渡しをしています。

#### 提出書類

- 採用候補者志願書(共通)
- 受験票
- エントリーシート (1～3は市指定の様式で、必ず本人自筆で、万年筆かボールペンを用いること。**(消えるペンの使用不可)**)
- 卒業(見込)証明書
- 成績証明書 (4及び5は令和8年1月以降発行したもの)
- 免許・資格の写し(取得見込の場合は、資格取得見込証明書(提出可能な方のみ))
- 実務経験申出書(経験者枠の方のみ)**

※提出書類のうち4及び5については、受付期間中に大学等での発行が間に合わない場合は、その旨を書面(任意用紙)で提出してください。ただし、遅くとも6月12日の試験日までには提出してください。

※経験者枠の合格者には、勤務先等が発行する職務証明書を採用日までにご提出いただくことにより職務経験期間の確認を行わせていただきます。

### 4 試験内容

職種	区分	内 容		時間	備 考
保育士・ 教諭職 (早期募集枠) (経験者枠)	1次	適性試験	クレペリン検査	55分	
		実技試験	保育に関する実技等	120分	
	2次	面接試験	自己PR及び個別面接	15分	

### 5 給与

#### (1) 初任給及び期末・勤勉手当

(令和8年4月1日現在見込)

試験区分	初任給(地域手当を含む。)	ボーナス(期末・勤勉手当)	
大学卒	256,608円	6月期	12月期
短大卒	236,952円	2. 325月	2. 325月

(注)大学卒の方が、試験区分 短大卒の職種を受験された場合は、大学卒の初任給ではなく短大卒の初任給に一定の加算が行われます。

※勤務経験等を有する場合には、初任給に一定の加算が行われます。

※採用初年度の期末・勤勉手当は、在職期間等により支給率が減額されます。

#### (2) その他の手当

扶養手当、通勤手当、住居手当等が高浜市の条例・規則に基づき支給されます。

※初任給などは、今後、法令等の改正により変更となる場合があります。

【参考】 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 の状況より（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年
一般行政職 大学卒	271,800円	356,850円

※この表は高浜市職員の経験年数ごとの平均給料月額の公表資料となり、あくまで参考額となります。初任給は従事していた職務内容、期間など勘案した上で決定されます。

## 6 勤務内容等

### （勤務時間・休日・休暇）

勤務時間	月～金曜日 8時30分から17時15分まで（7時間45分）
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
年次有給休暇	1年度につき20日間
病欠休暇	負傷または疾病により療養を要する場合の有給の病欠休暇
特別休暇等	結婚休暇、産前産後休暇、忌引休暇、夏季休暇など

※ 勤務時間及び休日は、勤務場所によって異なる場合があります。

### （福利厚生）

健康診断	毎年定期的に、指定医療機関にて実施します。
共済	愛知県市町村職員共済組合に加入しており、病気、けが、出産などに対して各種給付や手当金が受けられるほか、住宅や物品の購入あるいは結婚、入学などに要する資金の貸付が受けられます。
互助会	職員の相互扶助及び福利増進を目的とした高浜市職員互助会を設置しており、各種給付、貸付、その他の福利厚生が受けられます。

## 7 令和7年度実施 職員採用候補者試験の応募状況（早期募集枠）

職種	採用予定者数	応募者数	倍率
保育士・教諭職	10名程度	2名	0.20倍
保育士・教諭職（経験者）	若干名	0名	—

詳細は、高浜市役所 秘書人事グループ（市役所2階28番窓口）までお問い合わせください。

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

TEL(0566)95-9505(採用担当直通) E-mail: jinji@city.takahama.lg.jp

市公式ホームページ <https://www.city.takahama.lg.jp/>

## (別紙) 保育士・教諭職に関する特記事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ・「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は下記参照条文をご参照ください。

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
    - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの